

申請に対する処分

処分名	保護の開始の申請に対する処分
根拠法令	生活保護法 第24条第1項
所管課	保健福祉部保護課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

困窮のため健康で文化的な最低限度の生活を営むことができない人で次のいずれかに該当する人

ア 要保護者

イ 要保護者の扶養義務者又はその他の同居親族

(2) 申請の方法

「保護申請書」を奄美市福祉事務所に提出する。

(3) 保護開始の要件

次のような努力をしてもなおかつ最低限度の生活が維持できない場合

ア 能力に応じた就労

イ 生活に直接必要のない土地、家屋などの売却や貸与

ウ 親子、兄弟、姉妹など扶養義務者からの援助

エ 他の法律や制度による給付、貸付が可能な場合の手続（年金、手当，生活福祉資金など）

2 標準処理時間

1 4 日